

静岡県告示第613号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和5年10月20日から2週間熱海土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年10月20日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
135号	伊東市八幡野字倉骨沢 1683 番の 5 から 伊東市八幡野字倉骨沢 1673 番の 2 まで	令和5年10月20日